長与町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

上記議案を提出します。

令和2年12月1日

長与町長 吉 田 愼 一

提案理由

地方税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第5号)の公布に伴い、後期 高齢者医療保険料の延滞金の特例について所要の改正を行うもの。 長与町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

長与町後期高齢者医療に関する条例(平成20年条例第1号)の一部を次のように改正する。

附則第2条中「特例基準割合(当該年の前年に租税特別措置法(昭和32年法律第26号) 第93条第2項の規定により告示された割合」を「延滞金特例基準割合(平均貸付割合(租 税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。)」 に改め、「(以下この条において「特例基準割合適用年」という。)」を削り、「当該特例基準 割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合」を「延滞金特例基準割合」に改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の附則第2条の規定は、令和3年1月1日以後の期間に対応する延滞金について適用し、同日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例による。